

令和4年第9回茅野市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和4年9月28日(水)
午後2時30分から午後3時40分
2. 開催場所 茅野市役所 議会棟大会議室

3. 出席農業委員（18人）

議席	職名	氏名	議席	職名	氏名
18	会長	牛山 義登	8	委員	柳澤 圭吾
17	代理	小林 修治	9	〃	前田 ちひろ
1	委員	田中 正代	10	〃	矢島 平一
2	〃	白鳥 誠司	11	〃	吉田 秀史
3	〃	矢島 勝秀	12	〃	堀内 友恵
4	〃	小平 開	13	〃	篠原 朋夫
5	〃	宮坂 直治	14	〃	小池 正雄
6	〃	伊藤 利幸	15	〃	濱 聡一
7	〃	渡邊 公人	16	〃	田村 和己

出席推進委員（9人）

議席	職名	氏名	議席	職名	氏名
19	委員	細川 光夫	24	委員	竹村 俊治
20	〃	宮崎 博人	25	〃	帯川 孝男
21	〃	小林 正一	26	〃	牛山 浩文
22	〃	有賀 宣尚	27	〃	戸田 広史
23	〃	島立 雄幸			

4. 欠席農業委員（0人）
欠席推進委員（0人）

5. 議事日程

- 第1 農業委員会会長召集挨拶
- 第2 主要会務報告について

第3 議事録署名委員の選任

第4 総会の公開について

第5 審議

第4 1号議案 農地法第3条の規定に依る許可申請について

第4 2号議案 農地法第4条の規定に依る許可申請について

第4 3号議案 農地法第5条の規定に依る許可申請について

6. 農業委員会事務局職員

局 長 鎌倉 亮

次 長 吉田 哲郎

主 任 長谷川 達也

7. 会議の概要

代 理

これより農業委員会第9回総会を開催いたします。日程の次第に従い進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

【農業委員会会長召集挨拶】

会 長

9月の定例総会に先立ち一言ご挨拶を申し上げます。

最盛期を迎えた各地区の小宮祭や稲刈りシーズン到来も週末ごとの台風により、準備作業や計画変更を余儀なくされたことと思っております。そんな状況でも、今年の農地パトロールは各地区ともに終了或いは終盤戦に入ってきていると思っております。大変多用の中にも関わらず活動に時間を費やしていただき感謝申し上げます。

中には「住宅地の中庭の様な場所」や「道路敷か畦畔か迷うような場所」まで、一筆一筆確認していただき、疑問を持たれた委員さんも居たのではないかと思います。

何れにしましても、第1段階が終了し11月までには意向調査を行い、我々農業委員会が任せられている目標地図を作ることに向けて、各地区での話し合いが入ってくるかと思っております。そのための準備としまして、専門部会ごとに課題に向けての検討会を重ね、地域ごとでの話し合いを得て10年先の、自分の周りの農地の活用状況を地図化する作業に入っていく、ということをお願いした

と思います。正・副部長さんにおかれましては、事務局と準備を進めていただき、また各部会の部員さんにおかれましては、イメージを固める、そんな風な事もお願いしなければならないところでもあります。いずれにしましても今後のスケジュールはかなりタイトになります。この一連の活動に向けた説明会が、今後計画されています。何かと気忙しい日々と思いますが、委員さん各自におかれても情報収集したうえでこれからの会議に参加していただきますようお願いしたいと思います。

さて、新しいタブレットがお手元にあると思います。本日審議終了後に直接触れていただき操作説明がされるとのことです。今まで使用していたタブレットよりもセキュリティが強化され、少々面倒な部分もありますが、慣れていただくしかないのかなと思っています。そんなことで後半に時間を取りたいと思いますので、進行にご協力をお願い致します。

話は整いませんが開会のあいさつとさせていただきます。本日はよろしくお願い致します。

【主要会務報告について】

(会長より主要会務の報告)

【議事録署名委員の選任】

代 理

議事録署名委員の選任については、11番の吉田秀史委員、12番の堀内友恵委員のご兩名をお願いいたします。

なお農業委員及び推進委員27名中、本日の出席は農業委員18名、推進委員9名ですので総会は成立いたします。

【総会の公開について】

会 長

総会の公開につきましては、毎回お諮りしますのでお願い致します。

では本日の審議の公開・非公開について協議いたします。

本日の審議は、事前にお知らせしました通り、農地法による許可申請は3条が10件、4条1件、5条13件の計24件です。案件には個人的な情報が含まれておりますが、会議は原則公開として進めたいと考えておりますが皆さんにお諮りします。公開で良いと判断される皆様は挙手願います。

(全員賛同)

ありがとうございました。全員の賛同ということで本日の総会は公開で進めていきます。スムーズな進行にご協力をお願いします。なお発言につきましては挙手のうえ、議席番号、お名前を告げてからお願いいたします。

【審議】

議 長

議事日程第5審議、第41号議案「農地法第3条の規定に依る許可申請について」を議題といたします。事務局より議案について説明をお願いします。

次 長

申請番号1について説明

権 利：所有権移転（売買）

申 請 地：宮川、田、188㎡

申 請 目 的：渡人…高齢のため耕作困難

受 人…経営規模拡大

議 長

地区担当委員から調査結果の報告をお願いします。

14番委員

9月17日、宮川地区委員4名で現地確認をしてまいりました。案内図3-1をご覧ください。申請地は農振地域内の水田です。渡人は高齢で管理や耕作が困難のため譲渡を考えております。受人は経営規模の拡大のため購入を考えています。受人も高齢ですが、耕作面積、農機具の所有等様々な諸条件を満たし、長男と耕作を行うということです。現地を確認しましたところ、この所有権移転は問題ないと見てまいりました。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議 長

これより審議に入ります。地区担当委員さんの説明について意見、質問等のある方は挙手をお願いします。

(意見なし)

議 長

意見がないようですので採決に入ります。原案通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ということで、原案の通り決定いたします。

議 長

事務局より議案について説明をお願いします。

次 長

申請番号2について説明

権 利：所有権移転（贈与）

申 請 地：豊平、田2筆・畑4筆、計8,518㎡

申 請 目 的：渡人…子へ生前贈与したい

受 人…親の意志を受けたい

議 長

地区担当委員から調査結果の報告をお願いします。

4 番 委 員

9月21日、豊平地区委員3名にて現地調査を行いました。案内図3-2をご覧ください。親から子への生前贈与ということです。6筆のうち2筆は山際にありまして未耕作であります。隣の5筆では一部ぶどうが作られています。たまたま申請地を借りている方がおりまして、今後のことを尋ねてみると「引き続き借りていきたい」との意向を確認してまいりました。他4筆は水田として耕作されていまして、この生前贈与は問題ないと見てまいりました。ご審議よろしくをお願いします。

議 長

これより審議に入ります。地区担当委員さんの説明について意見、質問等のある方は挙手をお願いします。

(意見なし)

議 長

意見がないようですので採決に入ります。原案通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ということで、原案の通り決定いたします。

議 長

事務局より議案について説明をお願いします。

次 長

申請番号 3・4 は関連がありますので一括にて説明いたします。

申請番号 3 について説明

権 利：所有権移転（交換）

申 請 地：玉川、田、1,118㎡

申 請 目 的：渡人…耕作利便性のため交換

受 人…耕作利便性のため交換

申請番号 4 について説明

権 利：所有権移転（交換）

申 請 地：玉川、田、954㎡

申 請 目 的：渡人…耕作利便性のため交換

受 人…耕作利便性のため交換

本申請は交換のための申請となります。

議 長

地区担当委員から調査結果の報告をお願いします。

2 番委員

9月23日、玉川地区委員4名にて現地調査を行いました。案内図3-3、3-4をご覧ください。この2件の申請は、お互いの農地を集約し耕作利便性を図りたいとのことです。3-3の渡人につきましては、8142.57㎡の自作地があります。受人についても農地の交換を希望しています。3-4の渡人は8,874㎡を自作しています。2件の申請はお互いで協議が成立したため交換することとなりました。現地を確認しましたが、立地条件、環境問題、地域との関係を見ても許可要件を満たしていると考えます。よってこの申請は問題ないと見てまいりましたのでご審議のほどよろしく願います。

議 長

これより審議に入ります。地区担当委員さんの説明について意見や質問のある方は挙手をお願いします。

（意見なし）

議 長

意見がないようですので採決に入ります。原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長

全員賛成ですので、原案通り決定いたします。

議 長

事務局より議案について説明をお願いします。

次 長

申請番号5・6は関連がありますので一括にて説明いたします。

申請番号5について説明

権 利：所有権移転（贈与）

申 請 地：玉川、田、1,556㎡

申 請 目 的：渡人…老齢のため耕作困難

受 人…経営規模の拡大

申請番号6について説明

権 利：所有権移転（贈与）

申 請 地：玉川、田、1,562㎡

申 請 目 的：渡人…高齢のため耕作困難

受 人…経営規模の拡大

議 長

地区担当委員から調査結果の報告をお願いします。

1 番 委 員

9月23日、玉川地区委員4名で現地を確認しました。案内図3-5、3-6をご覧ください。渡人の2名は共に遠隔地居住と高齢のため耕作困難です。受人は経営規模拡大を希望しています。受人は田11,306㎡、畑3,491㎡を耕作しており、申請地は自宅より約200mです。農作業歴は10年、所有する農機具、労働要件に関しても、この2件の所有権移転は問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議 長

これより審議に入ります。地区担当委員さんの説明について意見、質問等のある方は挙手をお願いします。

（意見なし）

議 長

意見がないようですので採決に入ります。原案通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長

全員賛成ということで、原案の通り決定いたします。

議 長

事務局より議案について説明をお願いします。

次 長

申請番号 7・8 は関連がありますので一括にて説明いたします。

申請番号 7 について説明

権 利：所有権移転（交換）

申 請 地：湖東、畑、179㎡

申 請 目 的：渡人…耕作利便性を図るため

受人…耕作利便性を図るため

申請番号 8 について説明

権 利：所有権移転（交換）

申 請 地：湖東、畑、178㎡

申 請 目 的：渡人…耕作利便性を図るため

受人…耕作利便性を図るため

議 長

地区担当委員から調査結果の報告をお願いします。

12番委員

9月23日、湖東地区委員3名で申請地を見てまいりました。案内図3-7、3-8をご覧ください。以前より農地が飛び飛びであるため、交換をしようと話をしていたそうです。ご審議よろしくお願ひします。

議 長

これより審議に入ります。地区担当委員さんの説明について意見、質問等のある方は挙手をお願いします。

（意見なし）

議 長

意見がないようですので採決に入ります。原案通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長

全員賛成ということで、原案の通り決定いたします。

議 長

事務局より議案について説明をお願いします。

次 長

申請番号9について説明

権 利：所有権移転（売買）

申 請 地：湖東、田、計：1,664㎡

申 請 目 的：渡人…病弱により耕作困難

受人…経営規模の拡大

議 長

地区担当委員から調査結果の報告をお願いします。

12番委員

9月23日、湖東地区委員3名で申請地を見てまいりました。案内図3-9をご覧ください。申請地は市道に面した水田地帯にあります。今後も農業を継続するには最適な場所だと思います。渡人は病弱により耕作困難となったため受人に譲りたいと希望しています。ご審議よろしくをお願いします。

議 長

これより審議に入ります。地区担当委員さんの説明について意見、質問等のある方は挙手をお願いします。

（意見なし）

議 長

意見がないようですので採決に入ります。原案通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長

全員賛成ということで、原案の通り決定いたします。

議 長

事務局より議案について説明をお願いします。

次 長

申請番号10について説明

権 利：所有権移転（贈与）

申 請 地：北山、畑、92㎡

申 請 目 的：渡人…遠隔地居住で耕作管理が困難

受人…経営規模の拡大

議 長

地区担当委員から調査結果の報告をお願いします。

7 番委員

9月24日、北山地区委員4名で現地調査を行いました。案内図3-10をご覧ください。渡人は遠方に居住しており耕作や管理ができません。また進入路もなく耕作が困難です。受人は隣地で耕作を行っているため耕作はしやすいと思います。通作距離、機械、労働力、地域との関係、下限面積について問題はないと見てまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

これより審議に入ります。地区担当委員さんの説明について意見、質問等のある方は挙手をお願いします。

(意見なし)

議 長

意見がないようですので採決に入ります。原案通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ということで、原案の通り決定いたします。

議 長

それでは、議事日程第5の議案第42号「農地法第4条の規定に依る許可申請について」を議題といたします。事務局より議案について説明をお願いします。

次 長

申請番号1の説明

申 請 地：湖東、畑、904㎡

農 地 区 分：第1種農地（白地）

申 請 目 的：共同住宅（アパート）一棟の新築

議 長

地区担当委員から現地確認の報告をお願いします。

13番委員

9月23日、湖東地区委員3名で現地確認を行いました。案内図4-1をご覧ください。申請地西側は市道、南側・北側は宅地、東側は農地に面しています。申請人は自身が高齢となった時に安定的な収入を得るために、当該土地に二階建てのアパート1棟の新築

を計画しています。境界確認及び隣接農地所有者へは事前説明が行われております。雨水排水は地下浸透、生活雑排水は公共下水道へ接続、その他被害防除措置は適切であると見られ、アパート用地としての転用は問題ないと思っておりますので、ご審議よろしくお願ひします。

議 長

これより審議に入ります。地区担当委員さんの現地報告について意見のある方は挙手をお願いします。

(意見なし)

議 長

採決をいたします。原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ということで、原案通り決定いたします。

議 長

それでは、議事日程第5の議案第43号「農地法第5条の規定に依る許可申請について」を議題といたします。事務局より議案について説明をお願いします。

次 長

申請番号1の説明

権 利：所有権移転（売買）

申 請 地：ちの、畑、232㎡

農 地 区 分：第3種農地

申 請 目 的：渡人…遠方居住により耕作困難

受人…宅地の延長

議 長

地区担当委員から調査結果の報告をお願いします。

24番委員

9月25日、ちの地区委員2名で現地確認をしました。案内図5-1をご覧ください。申請地は道路に接しておりません。渡人は県外に居住しており申請地の管理について大変苦勞をしており、現在は不耕作地になっています。受人は両親の出身地である茅野市に転居したいと希望し、申請地に隣接する住宅地を購入することに

しました。隣接農地の地権者には事前説明済みです。取得後は家庭菜園など庭として利用する予定であり、現状のまま造成は行いません。よって周辺農地への影響はないと思われます。問題はないと思われますのでご審議よろしくお願ひします。

議 長

審議に入ります。地区委員さんの現地確認の報告について意見のある方は挙手をお願ひします。

(意見なし)

議 長

採決をいたします。原案通り採決に賛成の方は挙手をお願ひします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ということで原案通り決定いたします。

議 長

事務局より議案について説明をお願ひします。

次 長

申請番号2の説明

権 利：所有権移転（売買）

申 請 地：ちの、畑3筆、計：456㎡

農 地 区 分：第3種農地

申 請 目 的：渡人…受人の要望に依じる

受人…会社駐車場22台分

議 長

地区担当委員から調査結果の報告をお願ひします。

24番委員

9月25日、ちの地区委員2名で現地を確認してきました。案内図5-2をご覧ください。申請地は区画整理内の道路に面した土地です。受人の会社は事業拡大のため駐車場用地を探していました。会社の道向かいの土地所有者に話をしたところ、譲っていただけることになりました。隣接農地所有者への事前説明は済んでいます。申請地を駐車場用地として利用するため造成工事は実施しますが、現状の地盤の高さに仕上げる計画となっております。雨水は地下浸透になります。周辺農地への影響はないため問題はないと見て

まいりました。ご審議よろしく申し上げます。

議 長

これより審議に入ります。地区担当委員さんの現地報告につきまして意見や質問のある方は挙手をお願いします。

(意見なし)

議 長

採決に入ります。原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ということで原案の通り決定いたします。

議 長

事務局より議案について説明をお願いします。

次 長

権 利：所有権移転（売買）

申 請 地：宮川、田8筆・畑9筆・他5筆、計：7,846.6㎡

農 地 区 分：第3種農地

申 請 目 的：渡人…高齢にて耕作困難 高齢にて耕作困難

受 人…ドローン教習所

受人は諏訪市の空中撮影用ドローン会社、寒天工場跡の社屋と隣接農地を取得しドローンの教習所を行いたいという内容です。

議 長

地区担当委員から調査結果の報告をお願いします。

27番委員

9月17日、宮川地区委員4名で現地の調査を行いました。案内図5-3をご覧ください。渡人は2名ですが、共に高齢と人手不足にて耕作困難のため譲渡を希望しています。受人は、ドローン教習団体として国土交通省より1等免許教習団体として登録するために必要な教習所用地を確保したいと希望しています。教習所としては、グラウンドや体育館を使って練習しては実践的ではないとして、農地、山林等の現状の環境で行うことが必要であるとのこと。購入後、土地造成や建築物の建設予定はありません。現状で活用する計画です。現地を確認しまして、この売買は問題ないと見てまいりました。ご審議よろしく申し上げます。

議 長

これより審議に入ります。地区担当委員さんの現地報告につきまして意見のある方は挙手をお願いします。

25番委員

案内図を見ますと、国道から入る道が狭いようですが大丈夫でしょうか。

次 長

受人は諏訪の会社で、現在は主に撮影を主に行っています。

確かに進入路は狭いですが、完全予約制で運営するため、混雑の心配はないと考えています。

25番委員

分かりました。

議 長

他に意見・質問がある方は挙手をお願いします。

22番委員

7,000㎡を超える所有権移転売買とのことですが、質問です。

- ① 売買後の地目は何になるのか
- ② ドローンを飛ばすにあたり、土地の境に柵を設置するのか

次 長

お答えします。

- ① 『雑種地』になります。
- ② 設置予定はありません。旧寒天工場社屋のリノベーションや駐車場の整備はしますが、基本的には現状のままで造成も行わず、草刈り等の管理を行っていきます。

22番委員

分かりました。

議 長

他に意見・質問がある方は挙手をお願いします。

11番委員

今後このような転用が多くなると思います。事務局からの説明に『草の管理は行う』とのことですが、これだけの面積を耕作しないとなると、管理は厳しいのではないかと心配になります。そのため草刈りの管理については念を押した方が良いのではないのでしょうか。草刈りは毎月行わないと間に合わないと思います。ドローン

は地上を利用するので地面は関係なくなることも考えられます。管理方法について、ルール化していく必要もあるのかなと感じました。

次 長

確かにご心配いただいた通りです。ドローンの教習所としましては、去年の1件（笹原）ありました。農地にドローンを飛ばすだけなので転用はいらぬのではないかと申請者は主張しましたが、県から『農地以外に利用する場合には必ず農業委員会の許可を得てください』と指摘を受けました。現在は所有者の同意をまとめている状況です。

確かに草刈りの管理については心配が残ります。12月よりドローンの制度により教習制になり、免許制が普及していくということです。管理は当然草刈りや駐車場の整備等にしましても、国交省の認可団体を取るについては必ず行うという申請内容になっています。やみくもにドローン教習所をしたいからここを転用したいというものについては、事務局の方ではねてしまいます。

追加の説明になりますが、3,000㎡以上の転用になりますので、県の農業委員会の許可もいただくことになります。その時にも草刈りの計画についてはさらに細かく県の審議を受けますので、集客計画といったことも必要になってきます。

11番委員

草刈りだけではなく、耕起をするのであればこれだけの面積となるとトラクター等も必要になってくると思います。

議 長

それなりの設備できちんと管理を行うように申し添える、ということをお願いします。

27番委員

申請書の中に『“スーパーシティ構想・デジタルトランスフォーメーション（DX）構想等”取組みを発表した茅野市に感銘を受けたので当該地を候補地とした』とあります。市としては、こういった構想等、また農地を今後どのようにしていくかといったコンセンサスというのは実際にされていますか。

局 長

茅野市はDXやデジタル田園健康特区に認定されました。いろん

なかたち、いろんな分野でのデジタル化を進める状況です。どういったかたちでデジタル化が農業に関して還元をしていくのかというのは、これから考えていく事になると思います。認定をされたからと言ってやみくもに農地が減っていくような事にならないよう、気を付けていかなければいけません。これからの農業を進めていく上で効率よく、利便性良くやっていく為に、IT化・デジタル化を取り入れていくのであれば市内でも調整をとりながら今後進めていきたいと思っております。

議 長

農業委員会として、ドローンが農業にどのように活かせるのか、我々の生活にどのように活かせるのか、ということにも興味があります。委員さんより申請地の管理について心配というご意見がありました。農地パトロールの際に確認して荒れていたら指摘をしていきます。

議 長

他に意見、質問のある方は挙手をお願いします。

(意見なし)

議 長

意見がないようですので採決に入ります。原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ということで原案の通り決定いたします。

議 長

事務局より議案について説明をお願いします。

次 長

申請番号4の説明

権 利：所有権移転（売買）

申 請 地：宮川、畑、計：364㎡

農 地 区 分：第3種農地

申 請 目 的：渡人1…会社勤めで耕作困難

渡人2…飲食業を営み耕作困難

受人…従業員用の駐車場

議 長

地区担当委員から調査結果の報告をお願いします。

15番委員

9月17日、宮川地区委員4名で現地確認を行いました。案内図5-4をご覧ください。隣接している会社の、従業員駐車場として利用したいと希望しています。渡人は2名おり、家庭菜園として耕作をしてきましたが、年齢的にも今後は耕作が困難になると予想していたところ、ちょうどいいタイミングで売却の申出があり、それに応じたいということです。本申請は問題ないと見てまいりましたので、ご審議よろしくをお願いします。

議 長

これより審議に入ります。地区担当委員さんの現地確認報告につきまして意見のある方は挙手をお願いします。

(意見なし)

議 長

採決に入ります。原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ということで原案通り決定いたします。

議 長

事務局より議案について説明をお願いします。

次 長

申請番号5の説明

権 利：使用貸借権

申 請 地：宮川、畑、287㎡

農 地 区 分：第2種農地

申 請 目 的：渡人…息子夫婦の要望に応じる

受 人…個人住宅の新築

議 長

地区担当委員から調査確認の報告をお願いします。

14番委員

9月17日、宮川地区委員4名で現地を確認いたしました。案内図5-5をご覧ください。渡人は息子夫婦の住宅建築に際して自宅横の畑を使用貸借で提供することにしました。受人は現在アパート

暮らしで子どもの成長とともに手狭になったため、実家横の土地に自宅の建築を希望しています。現地を確認しましたが周辺農地への影響はございません。転用は問題ないと見てまいりました。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長

これより審議に入ります。地区担当委員さんからの現地確認の報告に意見のある方は挙手をお願いします。

(意見なし)

議 長

採決に入ります。原案通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ということで原案通り決定いたします。

議 長

事務局より議案について説明をお願いします。

次 長

申請番号6の説明

権 利：所有権移転（売買）

申 請 地：宮川、田、331㎡

農 地 区 分：第3種農地

申 請 目 的：渡人…高齢により耕作困難、受人の要望に応じる
受 人…個人住宅の新築

議 長

地区担当委員から調査結果の報告をお願いします。

15番委員

9月17日、宮川地区委員4名で現地調査を行いました。案内図5-6をご覧ください。受人は同地区に居住して見晴らしの良い申請地を購入し住宅を建てたいと希望しています。区画整理地区内ですので本申請は問題ないと思われれます。ご審議よろしく申し上げます。

議 長

これより審議に入ります。地区担当委員さんの説明に意見のある方は挙手をお願いします。

(意見なし)

議 長

採決に入ります。原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ということで原案通り決定いたします。

議 長

事務局より議案について説明をお願いします。

次 長

申請番号7の説明

権 利：所有権移転（売買）

申 請 地：宮川、田、310㎡

農 地 区 分：第3種農地

申 請 目 的：渡人…高齢で耕作困難、要望に応えたい
受 人…個人住宅の新築

議 長

地区担当委員から現地確認の報告をお願いします。

15番委員

9月17日、宮川地区委員4名で現地調査を行いました。案内図5-7をご覧ください。申請地は5-6の隣地になります。渡人も同一で、高齢により耕作が困難のため受人の要望に応じたいとのことです。受人は両親と同居してしまして、実家と同じ宮川地区に住宅を建築したいと希望しています。区画整理地区内ですので、この転用は問題ないと思われれます。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長

これより審議に入ります。地区担当委員さんの説明に意見、質問のある方は挙手をお願いします。

(意見なし)

議 長

採決に入ります。原案通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ということで原案通り決定いたします。

議 長

事務局より議案について説明をお願いします。

次 長

申請番号 8 の説明

権 利：所有権移転（売買）

申 請 地：米沢、田、828㎡

農 地 区 分：第2種農地

申 請 目 的：渡人：高齢と県外居住により耕作困難

受 人：個人住宅の新築

議 長

地区担当委員から調査結果の報告をお願いします。

11番委員

申請地は昨年まで私が貸借により耕作していた水田ですので、私の方で現地確認をさせていただきました。渡人は千葉県の方ですが母親が米沢出身であり、所有していた土地になります。今後、茅野市に居住し農業を営む予定がないため有効活用をしてもらえる方を探していました。受人は実家が申請地の近隣であるため、将来両親や祖父母の面倒を見るため、米沢に住居を構えたいと希望し、双方の意見が合致したため本申請に至りました。被害防除措置は適切で隣接農地所有者へは説明済みです。住宅建設地としての転用は問題ないと見てまいりましたのでご審議のほどよろしくお願い致します。

議 長

審議に入ります。地区担当委員さんの現地確認の報告について意見、質問のある方は挙手をお願いします。

（意見なし）

議 長

採決をいたします。原案通り採決に賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長

全員賛成ということで原案通り決定いたします。

議 長

事務局より議案について説明をお願いします。

次 長

申請番号9の説明

権 利：所有権移転（売買）

申 請 地：豊平、畑3筆、計：1,068㎡

農 地 区 分：第2種農地

申 請 目 的：渡人…相続で取得したが耕作できず困っていた
受人…個人住宅の新築

議 長

地区担当委員から調査結果の報告をお願いします。

4 番 委 員

9月21日、豊平地区委員3名で現地を確認してまいりました。案内図5-9をご覧ください。ここは昔、エコーラインが通る前は2筆になっていたはずですが3筆になってしまって、活用の方向性がないとして不耕作地の状態でした。3筆一括で購入できる人を探していたところ受人が購入を希望したため手放したいと希望しています。受人は個人住宅と駐車場の新築を計画しています。上下水道が通っていないため簡易浄化槽を設置、水道はおそらく下の方の家から引き上げるのではないかと思います。ご審議よろしくをお願いします。

議 長

これより審議に入ります。地区担当委員さんの現地確認の報告につきまして質問・意見のある方は挙手をお願いします。

（意見なし）

議 長

採決に入ります。原案通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長

全員賛成ということで原案通り決定いたします。

議 長

事務局より議案について説明をお願いします。

次 長

申請番号10の説明

権 利：所有権移転（売買）

申 請 地：豊平、畑、772㎡

農 地 区 分：第2種農地

申 請 目 的：渡人…老齡手不足により耕作困難、受人の要望に応
じたい

受人…個人住宅の新築

議 長

地区担当委員から調査結果の報告をお願いします。

4 番 委 員

9月21日、豊平地区委員3名で現地確認をしてきました。案内図5-10をご覧ください。申請地の両脇は山林です。道路を挟んだ北側と東側には既に住宅が建築されております。西側の農地は耕作されています。上下水道は通っておらず、周囲の住宅は水道がないために井戸と浄化槽を利用しているということです。住宅の建築には問題がないと判断いたしましたので、ご審議をお願い致します。

議 長

これより審議に入ります。地区担当委員さんからの現地確認の報告につきまして意見のある方は挙手をお願いします。

（意見なし）

議 長

採決に入ります。原案通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長

全員賛成ということで原案通り決定いたします。

議 長

事務局より議案について説明をお願いします。

次 長

申請番号11の説明

権 利：所有権移転（売買）

申 請 地：玉川、畑、153㎡

農 地 区 分：第1種農地（白地）

申 請 目 的：渡人：相続財産処分

受人：宅地の拡張

議 長

地区担当委員から調査結果の報告をお願いします。

19番委員

9月23日、玉川地区委員4名により現地を確認しました。案内図5-11をご覧ください。渡人は相続財産管理人として土地の処分について売却の申し立てをしました。受人は当該地が自宅に隣接し安価だったことから渡人の申し出を受け入れ購入を希望しています。現地を確認しましたところ渡人の宅地と申請地は地続き、東側は霊園です。周辺宅地との境界確認は済んでおり、被害防除措置は適切です。転用後、造成はせず現況のまま庭の一部として使用するため住宅用地の拡張としての転用は問題ないと見てまいりました。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議 長

審議に入ります。地区委員さんの現地確認の報告について意見のある方は挙手をお願いします。

(意見なし)

議 長

採決をいたします。原案通り採決に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ということで原案通り決定いたします。

議 長

事務局より議案について説明をお願いします。

次 長

申請番号12の説明

権 利：所有権移転（売買）

申 請 地：泉野、畑、240㎡

農 地 区 分：第2種農地

申 請 目 的：渡人…高齢と遠隔地居住にて耕作困難

受人…個人住宅の新築

議 長

地区担当委員から調査結果の報告をお願いします。

6 番委員

9月18日、泉野地区委員3名で現地調査を行いました。案内図5-12をご覧ください。渡人は高齢と遠隔地居住のため耕作管理が困難とのことです。受人は申請地を取得し、上下水道及び接道を設け住宅敷地としての転用を認めてもらいたいとのことです。被害防除措置は適切でした。この申請について問題はないと見てまいりましたのでご審議をよろしくお願い致します。

議 長

これより審議に入ります。地区担当委員さんの現地報告につきまして意見や質問のある方は挙手をお願いします。

(意見なし)

議 長

採決に入ります。原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ということで原案の通り決定いたします。

議 長

事務局より議案について説明をお願いします。

次 長

申請番号13の説明

権 利：所有権移転（売買）

申 請 地：湖東、田、366㎡

農 地 区 分：第1種農地（白地）

申 請 目 的：渡人…県外在住で手不足、要望に応じたい

受 人…資材置場の新設

議 長

地区担当委員から調査結果の報告をお願いします。

26番委員

9月23日、湖東地区委員3名で現地確認をしました。案内図5-13をご覧ください。渡人は遠方に居住し、手不足のため耕作が困難です。受人は土木建設業を営んでおり、資材・車両置場を探していました。申請地は受人の自宅に隣接しており双方の希望が合致しました。被害防除措置は適切で、隣接農地所有者への説明は済んで

います。境界確認は済んでおり転用は問題ないと見てまいりました。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長

これより審議に入ります。地区担当委員さんの現地報告につきまして意見や質問のある方は挙手をお願いします。

(意見なし)

議 長

採決に入ります。原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ということで原案の通り決定いたします。

議 長

以上で、本日の議案の審議事項は終了いたしました。この際、その他の件について、委員からの発言があれば挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長

それでは、以上をもちまして、茅野市農業委員会第9回総会を閉会いたします。

令和4年9月28日

議 長

委 員

委 員